

情報公開審査会答申の概要

答申第 972 号（諮問第 1640 号）

件名：懲戒簿 過去 10 年分（請求日現在、愛知県稲沢警察署で管理するもの）
の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 3 月 27 日

2 原処分

令和 2 年 7 月 22 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、「懲戒簿 過去 10 年分（請求日現在、愛知県稲沢警察署で管理するもの）」の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 31 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 10 月 5 日

5 答申

令和 3 年 7 月 30 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書や処分庁が作成した弁明書の内容を踏まえると、本件請求対象文書は、行政文書開示請求日から起算して、過去 10 年間に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢署」という。）において作成又は取得された懲戒簿であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、懲戒簿は、愛知県警察職員懲戒等取扱規程第 17 条において、「首席監察官は、様式第 7 の懲戒簿を備え、懲戒処分のあった都度これを記載するものとする。」と規定され、警察本部警務部監察官室(以下「監察官室」という。)において作成、保管しているもので、そもそも、監察官室以外の所属で作成、保管する文書ではなく、稲沢署が保有する性質の文書ではないとのことである。

そして、処分庁によれば、稲沢署において調査した結果、行政文書開示請求日から起算して、過去 10 年間において作成し、又は取得した本件請求対象文書が稲沢署に存在しないことを確認したとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、本来であれば稲沢署で作成、保管されることのない懲戒簿の行政文書ファイルを稲沢署が誤って行政文書ファイル管理簿に掲載していたとのことである。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。